



売買・賃貸が成立した空家バンク登録物件の家財処分費・改修工事費の一部を補助 空家の活用促進へ！龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業を開始(4/1)

龍ヶ崎市では、市内の空家の活用促進のため、空家バンク制度に登録した物件の所有者と該当の空家を購入などした方、双方が活用できる「龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業」を令和3年4月1日(木)からスタートします。

本事業は、空家バンク制度登録後、令和3年4月以降に売買契約等が成立した物件の所有者(登録者)に家財などの処分費の半額(上限10万円)を補助。さらに、該当の空家を購入などした方(利用登録者)に改修工事費の半額(上限50万円)を補助するものです。

<p>■補助の対象</p>	<p>【対象となる空家】 龍ヶ崎市空家バンク制度に登録後、売買契約等が成立した空家</p> <p>【補助対象者】 以下のいずれも個人が対象(法人は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市空家バンク制度に物件を登録した所有者(登録者) ・龍ヶ崎市空家バンク制度の登録物件を購入または賃貸契約をした方で、登録物件に10年以上居住する見込みがある方(利用登録者) 										
<p>■補助金</p>	<table border="1" data-bbox="383 929 1388 1120"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>対象者</th> <th>補助金の額(上限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財処分費補助金※1</td> <td>登録者</td> <td>10万円(対象費用の1/2)</td> </tr> <tr> <td>空家改修工事費補助金※2</td> <td>利用登録者</td> <td>50万円(対象費用の1/2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 家財処分費補助金…登録物件の家財の処分に要する経費 ※2 空家改修工事費…登録物件の改修工事に要する経費 ※解体工事は対象外 (例:屋根・壁・天井・台所の改修など)</p>		種 類	対象者	補助金の額(上限)	家財処分費補助金※1	登録者	10万円(対象費用の1/2)	空家改修工事費補助金※2	利用登録者	50万円(対象費用の1/2)
種 類	対象者	補助金の額(上限)									
家財処分費補助金※1	登録者	10万円(対象費用の1/2)									
空家改修工事費補助金※2	利用登録者	50万円(対象費用の1/2)									
<p>■主な要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税等を滞納していないこと。 ・登録者と利用登録者が3親等以内でないこと。 ・反社会的勢力(暴力団等)やその関係者でないこと。 ・交付申請を行った年度内に着工し、完了すること。 ・市内に本店、支店又は営業所がある業者が請け負う家財処分又は改修工事。 ・申請が売買等の契約日から1年未満の物件であること。 <p>※空家改修工事費は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた住宅、または耐震基準適合証明書などにより、耐震性が確保されていることが証明できる住宅。</p>										
<p>■申請方法</p>	<p>申請書の他、必要な添付書類を龍ヶ崎市生活安全課に提出してください。 申請書は、市公式ホームページ内「空家利活用支援」からダウンロードできます。また、市役所4階 生活安全課窓口でも配布しています。</p> <p>【事業紹介ページ URL】 https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kurashi/seikatsu/akiya-bank/akiyabankhojyokin.html</p>										
<p>■資料</p>	<p>事業案内チラシ</p>										

<p>担当課</p>	<p>龍ヶ崎市 市民生活部 生活安全課 空家対策室 担当者:糸賀・北澤(いとが・きたざわ) 連絡先:0297-60-1532(直通)</p>
------------	--